

4. 応急措置

- 粉体を吸入した場合 : 吸入して気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移動させて安静、保温に努め、速やかに医師の手当を受ける。
- 粉体が皮膚に付着した場合 : 付着した部分を布にて素早く拭き取り、大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
- 粉体が目に入った場合 : 清浄な流水で最低15分間目を洗浄し、直ちに眼科医の手当を受ける。
- 粉体を飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗い、直ちに医師の手当を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水、消火液、泡消火剤、粉末消火剤で消火する。
- 消火方法 : 着火した場合には火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。延焼の恐れのないよう水スプレーで周辺を冷却する。消火作業は風上から行い、場合によっては呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

該当せず

7. 取扱および保管上の注意

- 取り扱い : 保護具を着用し、加工時等に飛散する微粉末を吸い込まないようにする。また、端面は鋭利な為、手などに怪我をし易く、保護手袋を着用して取り扱う(粉塵は可燃性のため、金属の粉塵と区別し、粉塵爆発対策を行う)。
- 保管 : 平積みにして保管する。雨水に濡らしたり、直射日光にさらしたりすることは避け、常温常湿の屋内で水に濡れない場所に保管する。地面やコンクリート床面への直置きは避ける。

8. 暴露防止および保護措置

設備対策 : 加工時には粉塵が発生するため、局所排気装置を設置し、作業中は有効に作動させる。

許容濃度 : 設定されていないが、含有物として以下

- 日本産業衛生学会 : 酸化チタン(IV) 第2種粉塵 $1\text{mg}/\text{m}^3$ (吸入性粉塵)、 $4\text{mg}/\text{m}^3$ (総粉塵)
ABS樹脂 第3種粉塵としての許容濃度 総粉塵 $8\text{mg}/\text{m}^3$ 吸入性粉塵 $2\text{mg}/\text{m}^3$
- ACGIH : 酸化チタン(IV) $10\text{mg}/\text{m}^3$ (TLV-TWA)
ABS樹脂 一般粉塵としての許容濃度 INHALABLE PARTICULATE $108\text{mg}/\text{m}^3$
RESPIRABLE PARTICULATE $32\text{mg}/\text{m}^3$

管理濃度 : 設定されていない

保護具

- 呼吸器用の保護具 : 防塵用マスク等を着用する。
- 手の保護具 : 軍手、布製手袋等を着用する。
- 目の保護具 : 側板付普通メガネ等を着用する。
- 皮膚および身体の保護具 : 作業着等を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的性状

形状	: 板状成形体(固体)
引火点・発火点	: (引)400℃以上・(発)370℃以上
爆発限界(上限、下限)	: なし
可燃性	: あり
比重(20℃)	: 約1.2~1.4
溶解度	: 水に不溶

10. 安定性および反応性

安定性および反応性: 化学的に安定

11. 有害性情報

急性毒性	: 現在のところ知見なし	局所効果	: 現在のところ知見なし
感作性	: 現在のところ知見なし	慢性毒性・長期毒性	: 現在のところ知見なし
がん原性	: 現在のところ知見なし	変異原性	: 現在のところ知見なし
催奇形性	: 現在のところ知見なし	生殖毒性	: 現在のところ知見なし

12. 環境影響情報

残留性/分解性	: 現在のところ知見なし	生体蓄積性	: 現在のところ知見なし
生体毒性	: 現在のところ知見なし		

13. 廃棄上の注意

可燃物として焼却可能であるが、法的基準を満たした焼却場にて焼却する。燃焼又は熱分解によって可燃性のガスが発生するため、密封容器に入れて焼却してはならない。焼却灰については、産業廃棄物として処理する。廃棄する場合は産業廃棄物として処理し、原野、河川等に不法に投棄してはならない。

14. 輸送上の注意

危険有害性のない製品に分類され、安全上問題はないが、直射日光にさらしたり、水に濡れたりしないようにする。

15. 適用法令

消防法 指定可燃物 3,000kg以上
労働安全衛生法 第57条 対象物質 No.191 酸化チタン(IV)

16. その他の情報

「記載内容の取り扱い」

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。また、注意事項は通常の取り扱いの場合を対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。

以上